明確でなく、実際は海外理で担える行為が法律上

るようにする条項を加え

る案も議論する。

所有者の所在が不明で

政府、来年にも法改正

の所有者に確認を取る場

024年をメドに区分所 も、代理人の判断で工事 た。所有者本人が不在で 工事の手続きを簡素にす ョンの増加に合わせ修繕 する。老朽化したマンシ などで立ち入れるように を創設する検討に入っ に代理人による管理制度 り、所有者が不在だった 法制審議会で議論し、

2 マンションの所有者向け 有や海外転勤が増えてお 外の投資家による物件所 有法の改正をめざす。海 する場合の手続きを求め 委任契約を結んで代理人 る意見があがっていた。 を置くことはできる。代 法相の諮問機関である 政府は海外に住む分譲 いまも所有者が個別に 連絡が困難だったり

マンション管理 代理人制度

海外所有者に対応修繕しやすく

合が多い。連絡が滞り、 代わりに管理費を支払え が減る。国内の代理人が は代理人を選任すること 要がある。政府は法改正 部屋にも工事を広げる必 部分のみの修繕では効果 配電網が老朽化し、共用 かなくなる懸念がある。 マンション管理が行き届 でマンション管理の手間 **自部分への立ち入りや工** により代理人の判断で専 が出にくいケースだ。個 事をできるようにする。 が所有するそれぞれの 海外の所有者にとって 念頭におくのが配管や 見込みだ。 外に住む日本人も増える 工事が必要になる。 家だった。企業の海外進 を維持するためには修 出などにより一時的に国 1年の日本での不動産投 資のうち3割は海外投資 BREによると、202 代わりに専有部分を管理 管理士といった専門家が や司法書士、マンション できるようにする。 代理人を選任し、弁護士 応も検討する。裁判所が 管理に支障が出た際の対 不動産サービス大手で マンション全体の価値

【日本経済新聞・5月28日記事より】

管理不全は税優遇解除

態が悪い空き家について 決、成立した。窓や壁の 7日の参院本会議で可 別措置法などの改正案が 活用を促す空き家対策特 一部が壊れるなど管理状

る。現行制度では倒壊す う対策を強化する。 税を減額する特例があ 従わない場合、特例から 家」について改善勧告に る危険がある「特定空き 除くことができる。 住宅用地には固定資産 法改正ではその予備軍

2023年6月8日

空き家の発生を抑えて|税優遇の対象から外す。| え、空き家が生じないよしどで周囲に悪影響が及ぶ 住宅相続の増加を見据 もらい、防災や衛生面な 建物の解体や処分をして ことを防ぐ。 て、市区町村が中心市街 空き家の活用に向け

が限られた区域でも、店 する。例えば住宅に用途 更や建て替えをしやすく きるようにする。 舗やカフェなどに転用で

地や観光地などを「活用

を設ける。土地の用途変 促進区域」に定める制度

349万戸で過去20年間 で1・9倍に増えた。対 家数は2018年時点で いた居住目的のない空き 賃貸や売却用などを除

けて従わなかった場合、 住宅用地の固定資産税を 措置を解除する。早めに 最大6分の1に減額する 市区町村から勧告を受 有者に適切な管理を求め き家が放置される前に所 を除外対象に加える。空 となる「管理不全空き家」

日本経済新聞

【日本経済新聞・ 6月8日記事より】

一膨らむ見通しだ。

30年には470万戸に

策を強化しなければ20

脱炭素・地産地消を活路に

見極め て資金投下



東佐は、住宅機能の 東佐は、住宅の機能の 本大・アクの長がにいる点、 を経験など物理的な住宅。 を経験など物理的な住宅。 を経験など物理的な生ど、 大・アクの長がにいる点、 トッグの長がにいる点、 トッグの長がにいる点。 トッグの長が、 「いるれている。 「いるれている。」 「いるれている。 「いるれている

田邊「守り」の地域では、(

ファンド×企業版ふるさと納税」も妙策

証券化手法の発達で事業好機も拡大 組み構築カギ

ŢĽ

ツのように、 とは必要だろ となっている

【住宅新報・5月23日号記事より】

新 朋

修繕などの普通 決議

構造を変える 大規模改修

建て替え決議

全体のリノベー ション決議

被災時の建て替え決議

招く。街の景観を悪くし 地域経済が後退する要因 故や倒壊といった危険を

どの決議を「出席者過半

数」に変更する。欠席の 管理を巡っては修繕な

再生

ションの老朽化が社会問 怠ると外壁がはがれる事 題となっている。修繕を 降に大量供給されたマン 都市部で1970年以

提出をめざす。

法律で代理人による 管理制度を創設

所有者の5分の4→ 客観的理由があれば 4分の3か3分の2

所有者全員→ 建て替えと同じ要件

所有者の5分の4→ 所有者の3分の2

ンションの管理と再生の 2つに焦点を当てた。 法制審の中間試案はマ

成立できるようにする案 出席者の過半数の賛成で を踏まえた検討を進め け、法制審の部会で結果 メント(意見公募)にか の安全や景観に配慮した ンの増加を見据え、地域 を盛った。老朽マンショ る。2024年通常国会 に区分所有法の改正案の 7月にもパブリックコ 法制審が中間試案

街づくりを促す。

問機関)は8日、分譲マ ンションの修繕などを住 人が決議する際の要件を 法制審議会(法相の諮

決議要件緩和

した。裁判所が弁護士や 支障が出た際の対応も記 者の所在が不明で管理に

めた。住人集会の決議を 緩和する中間試案をまと

を引き下げたり、出席者 る案を記載した。 意が必要だ。多数決割合 有者の4分の3以上の同 要件も緩める。現在は所 うな大規模改修に必要な 法制審中間試案のポイント ど建物の構造を変えるよ い懸念がある。 エレベーターの設置な 所有者の過半数 出席者の過半数 所有者の4分の3→ 割合の引き下げや 出席者の4分の3

の4分の3で決めたりす ヨンの建て替えを決める できるようにする。 代わりに専有部分を管理 司法書士などを選任し、 際の要件を緩める。現在 再生に関してはマンシ

使書による賛意表明がな 場合は委任状や議決権行 ければ反対として扱われ ているため、現状のまま|本人が不在でも代理人の では必要な決定ができな|判断で部屋に工事で立ち 度の創設を盛り込んだ。 入れるようにする。所有 には代理人による管理制 海外に住む所有者向け

で2案を用意した。 もに、多数決割合の緩和 の母数から除外するとと ない。 所在不明者を決議 | 由がある場合は4分の3 意を得なければ決定でき の4を維持し客観的な理 は所有者の5分の4の同 ①4分の3に引き下げ 以への安全性、外壁はげ 以への安全性、外壁はげ は 対 は3分の2②現行の5分 ――とした。客観的な理 を設けた。 れを採用するかで複数案 国土交通省によると、

客観的な理由がある場合一の腐食などを挙げた。ど一8万戸になる見通しだ。 第33年以上の分譲マンシ はおよそ2・4倍の58 に249万戸。20年後に

【日本経済新聞・ 6月9日記事より】



【日本経済新聞・5月1日記事より

古住宅市場の活性化につ

す。危険を取り除き、中 で地域に悪影響を及ぼ 置すれば、防災や衛生面

経済•政策

場合に要した費用を支援 などして大規模改修した

施設として再利用するこ する。解体せずに住宅や

とを想定する。取り壊し

2版

なげる。

対策の事業を大幅に見直

2023年度に空き家

した。空き家を買い取る

【第三種郵便物認可】

手がける空き家のリノベ 充する。企業やNPOが 費用の3分の1を補助す 活用に向けた支援策を拡 る。急増する空き家を放 ーション(大規模改修)

国土交通省は空き家の

交省、企業やNP

探るための調査費用につ 有者が空き家の活用策を を補助する。 いても、国が最大半額を増している。 地方自治体や物件の所 で空き家対策の重要性は き家の解消を狙う。 的な行動を促し、放置空 少子高齢化が進む日本



古物件市場 活性化 を

る。 壊する危険が生じる。周 替えなどを促す。 対象から外す。所有者に 窓や壁の一部が壊れてい する改正関連法が参院本 ね、防犯面でも問題とな
フランスなどはこれを下 辺の景観や衛生状態を損 適切な管理を求めて建て 家」について、税優遇の 日には空き家対策を強化 るような「管理不全空き 会議で可決、成立した。 政府は対策を急ぐ。7 る仕組みづくりが急がれ き家を再生して流通させ いる。官民が連携し、空 けの住宅需要が高まって する「フリッパー」と呼 中古住宅を改修して再販 13・6%。米国や英国、 増加を抑えている。 ぶ事業者などが空き家の る空き家の割合は18年に 回るとされる。海外では 日本では子育て世帯向

助 万戸ある。このうち居住 目的がなく、放置された 家は18年に全国で849 総務省によると、空き

までに470万戸と3割 れば、放置空き家は30年 空き家は349万戸に上 はど増える見通しだ。 った。適切に管理しなけ 年末までの時限措置を4 を相続した人が譲渡所 亡くなった親らから家門 ための特例も延長した。 年延ばした。 控除できる仕組みだ。 から最高3000万円 続空き家の発生を抑える 23年度税制改正では相

【日本経済新聞 6 5 1 記事】 Ħ

空き家が増えれば、

日本の住宅全体に占め

所有者に施策協力求める

し が行われていない空気を等これでする制度の創設、適切な管理 | 「空家等活用促進区域」に関 | で定める。 | 一の日から6カ月以内に政令 対する措置の拡充、「空家等 点で349万戸とされ、20年 え、市区町村長がNPO法人 く。

が行われていない空き家等に | い「その他空き家」は18年時 | できるようにすることに加 | 空家の除却等も推進してい | 16項目が盛り込まれた。運 日、成立した。同改正法は、 | 布の日から6カ月以内に政令 | 向けて、地域の再生拠点や観 | 解除することも盛り込まれ | 援法人を積極的に利用でき 家対策推進特措法が6月7 | れている。施行日は原則、公 | 強化する。更に、活用拡大に | 特例(6分の1等に減額)を 用の促進を目的とした改正空 | 例を解除する措置も盛り込ま | る努力義務 | を加えて責務を | 家は、固定資産税の住宅用地 | 具体的な状態を示すこと 空き家等の適切な管理と活一の。固定資産税の住宅用地特「国や自治体の施策に協力す」る。勧告を受けた管理不全空|「管理不全空家等に該当する | 国内における居住目的のな | 等活用促進区域 | として指定 | 度を創設する等により、特定 | 置を検討すること 」など、 しい「特定空家」の除却等の みだ。改正法では、活用の難 度も創設する。 影響を及ぼす前の有効活用や一ため、市区町村長は、放置す一で賛成多数により可決した。 更なる促進に加え、周囲に悪一特定空家化を未然に防止する一で可決。翌7日に参院本会議 光振興を図る区域等を「空家 適切な管理を総合的に強化す一れば特定空家になるリスクの て現行の「適切な管理」に、 た。また、緊急時の代執行制 に対し、管理指針に即した措 管理の確保の観点からは、

管理活用支援法人」の指定制 | 間で1・9倍に増加。更に30 | や社団法人等を「空家等管理 | 同改正法をめぐっては5月 | 町村への継続的な支援など 度の創設等の措置を行うも | 年には470万戸となる見込 | 活用支援法人 | に指定する制 | 12日に衆議院本会議を通過。 | が求められている。 置の指導・勧告を可能にす一ど、必要な支援を行うこと 高い空き家(管理不全空家)| 家等活用促進区域の指定の 基準や手順を明示するな るよう支援措置及び予算措 「市町村が空家等管理活用支 なお、附帯決議として「空 会で採決が行われ、全会一致 用に向けた基準の整備や市

住宅新報・ 3 6 月

高橋名誉会長

新会長に就任した三好氏面と

修繕共済活用を

全管協 シンポジウム開催

全管協)は6月7日、東京

年に渡り会長を務めた高橋誠 好不動産社長)を選任し、23 を開き、新会長に三好修氏(三) 京で、シンポジウム2023 都干代田区のパレスホテル東

び掛けた。 い」と新たな制度の活用を呼 とオーナーに説明してほし たツールを使って、しっかり 役立つ制度だ。協会が用意し は皆さんの管理戸数拡大にも 籍共済』を立ち上げた。 これ 規模修繕積立金が全額経費と して、賃貸物件オーナーの大 要性を説明。更に、「協会と 戸数を拡大していくことの重 員が事業を展開する上で管理 して計上できる『賃貸住宅修

全国賃貸管理ビジネス協会 一氏は名誉会長に就任したと 発表した。 冒頭、高橋名誉会長は、

会

なり、安定してきた。今後も いしたい」とあいさつした。 る。ぜひ皆さんの協力をお願 か、会員表彰や基調講演が行 柱の1つにしたいと考えてい でいきたい。修繕共済制度も この勢いを落とさず取り組ん 同シンポジウムではそのほ

が、今では組織として大きく さな事務所でスタートした れまでの歴史を振り返り、小 二好氏が登壇し、同協会のこ その後、新会長に就任した

> 6月13日号記事より】 【住宅新報・